

## 奈良県ホームページ広告掲載要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、奈良県（以下「県」という。）の新たな財源を確保するため、県が管理する奈良県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### （広告の掲載位置及び枠数）

第3条 広告は、県ホームページに掲載するものとし、掲載する位置及び枠数は、県が別に定める。

### （広告の掲載基準）

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、県の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、県が別に定める基準により適当でないと認めるものは掲載しない。

### （広告の種類及び規格等）

第5条 次の各号に掲げる事項は、県が別に定める。

- （1）広告の種類
- （2）広告の規格
- （3）広告の禁止表現
- （4）広告の制限事項

### （広告掲載枠の売渡し）

第6条 広告を掲載する枠は、適正な価格で広告取扱業者に売り渡すものとする。

### （広告取扱業者の選定）

第7条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

- 2 前項の競争入札に関し必要となる事項は、県が別に定める。

(広告主の募集方法)

第8条 広告主の募集は、県と広告掲載業務契約を締結した広告取扱業者（以下「契約業者」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第9条 県ホームページへの広告の掲載を希望する者は、契約業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 契約業者は、前項の申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定により審査を行うとともに、掲載の可否について県と協議し、承認を得なければならない。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、契約業者が定める。

2 広告主は、契約業者が定める手続に従い、契約業者に広告掲載料を納入するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第11条 契約業者は、第3条の規定により定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、県のホームページという性格上、地域性、公共性の高い広告掲載を優先させるものとする。

(広告掲載の期間)

第12条 広告を掲載する期間は、原則として1ヵ月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告の掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、県が別に定める。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 契約業者は、第4条及び第5条の規定に基づき作成した広告原稿を、原則として県が指定する日までに、県が指定する方法により提出するものとする。

2 県は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主又は契約業者に修正を求めることができる。

3 広告原稿の作成及び提出に要する経費は、広告主又は契約業者が負担するものとする。

(広告掲載の方法)

第14条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を、原則として掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載を準備するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

(広告内容等の修正)

第15条 県は、広告された内容等が第4条及び第5条並びに各種法令又は要綱等に違反し、若しくはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主又は契約業者に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき

(2) 第15条の規定による広告内容の修正が行われなるとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、書面により契約業者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 県は7日間を超えて県ホームページの運営を停止した場合は、契約業者が納入した契約金を減額又は返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県ホームページの運営を停止し、又は前条第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、契約業者が納入した契約金の減額又は返還は行わないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 機器等が設置された建物の計画停電を行う場合

(3) 天災、事変その他の非常事態の発生による場合

3 第1項の規定により返還する契約金には、利子を付さないものとする。

4 県は、第1項の規定及び県の責めに帰すべき事由により広告を掲載できない場合でも、契約業者への賠償の範囲は、納入した契約金を超えないものとする。

(広告の変更)

第18条 契約業者は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるもの

とする。

- 2 前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ県に協議するものとし、第13条第1項の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第13条第2項の規定に準じるものとする。

(リンク先の変更)

- 第19条 契約業者は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、第4条の規定により審査を行うとともに、県に届け出るものとする。
- 2 県は、前項の届け出があった場合は、直ちにリンク先の変更の可否について協議するものとする。

(契約業者の責務)

- 第20条 契約業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 契約業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 7月11日から施行する。

この要綱は、平成20年 2月21日から施行する。

この要綱は、平成21年 9月11日から施行する。